

昭和五十四年十二月六日

請願者

福生市福生五五四

在日本大韓民国居留民団

東京三多摩西多摩支部

副団長 申 台彦 印

紹介議員代表 小 堺 仁 七 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

福議発第七十九号

昭和五十四年十一月三十日

福生市議会議長 小林菊三

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十四年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 十二月 六 日 (木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場



福生市監査委員 1935 号

昭和 54 年 度 4 年 12 月 1 日

定期監査報告書

福生市

石

福生市議会議員

小林 三 郎

企画財政部税務課

福生市監査委員 山下 久 吉

同 賀 井 喜代次

昭和 54 年 度 第 3 回 定期監査の結果について

て(報告)

地方自治法第 199 条第 3 項の規定により定期監査を行つたの
で、同条第 3 項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

福 生 市 監 査 委 員



福監発第 1935 号

昭和54年12月1日

福生市長

石 川 常 太 郎 殿

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

昭和53年度(昭和53年4月1日から昭和54年5月31

日まで)に執行された財務に関する事務

福生市監査委員 山 下 久 吉

3 監査の期間 同 貫 井 喜代次

昭和54年8月1日から昭和54年8月31日まで

4 監査の方針

昭和54年度第3回定期監査の結果について

て(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたの
で、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

(2) 市民税の賦課事務について

(3) 固定資産税、都市計画税の賦課事務について

(4) その他の市税の賦課事務について

(5) 市税の徴収事務について

1 監査の結果

定期監査結果報告書

I 監査の概要 財政省の調査と監査の連携の概要の1つは相互に

1 監査の対象 (1) 本邦の製造業及び建設業の主要な企業と主要な事業所

受見 企画財政部税務課と主要な情報交換の場（10月21日、14日）

2 監査の範囲

昭和53年度(昭和53年4月1日から昭和54年5月31日)

日まで)に執行された財務に関する事務

3 監査の期間 備に關すること。 尉登規 (I)

昭和54年8月1日から昭和54年8月31日まで

4 監査の方針

監査の実施にあつては、税務課における事務が法令等に基づ

づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、

次の事項を主眼に監査を実施した。

(1) 予算執行について

(2) 市民税の賦課事柄について

(3) 固定資産税、都市計画税の賦課事務について

(4) その他の市税の賦課事柄について

(5) 市税の徴収事務について

II 監査の結果 分及び欠損による市債の調査監査の結果詳細 下

本市のように比較的人口流動の激しいなかには、市税の賦課徴収事務に種々困難な面があると思われるが、職員の努力と相互協力により事務の合理化と迅速化を図り、複雑多岐に亘る賦課徴収事務も総体的には概ね適正に処理されているものと認められるが、なおその一部には是正検討を要すると思われる事項が見受けられたので、今後の事務の執行にあたつては特に留意されたい。

以下その結果を記述する。

監査対象課の事務分掌と職員配置状況は次のとおりである。

(1) 庶務係

ア 市税の収入見積に関する事。

イ 軽自動車税、たばこ消費税、電気税及びガス税の調定賦課及び還付に関する事。

ウ 軽自動車税申告書の保管及び異動整理に関する事。

エ 市税の諸証明に関する事。

オ 市税の減免及び納期の延長に関する事。

カ 納税思想の普及及び納税組合に関する事。

キ 課内庶務に関する事。

(2) 市民税係

ア 市民税及び都民税の調定賦課及び還付に関する事。

イ 課税資料の調査等に関する事。

ウ 課税台帳の調整及び異動整理に関する事。

(3) 資産税係

ア 固定資産の評価に関する事。

イ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定賦課及び還付に関する事。

ウ 課税資料の調査等に関する事。

エ 課税台帳の調整及び異動整理に関する事。

オ 土地及び家屋名寄帳の調整に関する事。

カ 公図の整備に関する事。

キ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事。

ク 国有提供施設所在市町村助成交付金に関する事。

ケ 固定資産評価審査委員会に関する事。

コ 農地課税審議会に関する事。

サ 特別土地保有税審議会に関する事。

(4) 収納係

ア 市税の徴収に関する事。

イ 延滞金及び滞納処分費の徴収に関する事。

ウ 督促状の発行に関する事。

エ 徴収簿及び滞納整理簿の整理に関する事。

オ 滞納処分及び欠損処分に関する事。

カ 徴収金の囑託及び受託に関すること。

(5) 職員の配置状況について

昭和54年5月31日現在の職員配置状況は次表のとおりで

ある。

職員の配置状況 (単位 人)

課・係名	現在員	職員数			
		課長	係長	主事	主事補
税 務 課	1	1			
庶 務 係	4		1	2	1
市民税係	8		1	5	2
資産税係	12		1	10	1
収 納 係	7		1	5	1
合 計	32	1	4	22	5

1 予算の執行について

予算はその目的に従つて概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められる。

その状況は別表1のとおりである。

2 市民税の賦課事務について(別表2参照)

(1) 市内に住所を有する個人は福生市賦課徴収条例(以下「条

例」という。)第35条の2の規定により市民税の申告書を

3月15日までに市長に提出しなければならないことになつ

ているが、該当者の中1,296人がこの申告をしてなかつた。

この不申告者に対し来庁通知の発送又は実地調査等により

627人については、捕捉課税ができたが残る669人につ

いては通知書返戻所在不明等の理由でその実態が把握できず

課税されていない。課税客体の把握についてはできる限り最

善の努力を図られたい。

(2) 所得税の確定申告者及び給与支払報告を受けた給与所得者

の所得額は概^お適正なものと認められるが、これ以外の者の申

告所得額については必ずしも適正なものとは思えないものが

若干見受けられた。所得額の査定についてはむずかしい問題

はあるであろうが、職員の所得額査定技能の修得を図り、適

正な所得認定のもとに公平な課税を期するよう努力されたい。

(3) 法人市民税の納税義務者の把握については電話帳広告又は

看板等により行つているが、進出、休業又退去等異動が激し

く、実態の把握に多くの問題と困難があると関係職員から説

明があつた。

9月決算期の法人として課税台帳に登載されている106

社について調査したところ、15社が不申告で当該法人の事

事務所又は事業所の有無、或いは営業活動の状況等については記載されておらず当該法人の現況が明らかになつていない。又法定期限後の申告納税が5社見受けられた。法人についても個人と同様実態の把握についてなお一層の努力を要望します。

3 固定資産税（都市計画税）の賦課事務について（別表3参照）

(1) 固定資産の評価については固定資産評価基準（昭和38年12月25日付け、自治省告示第158号）に基づいて実施している。土地の評価については路線価方式を採用し、福生駅西口の一宅地を宅地評価基準地に設定し、これを基準に市内44個所の宅地を選定しこれを標準地として市内全ての土地の評価を実施し、都からの指示平均価格を参考に近隣市町村との均衡を図りつつ価格の決定を行つている。一般山林の評価については、指示平均価格と前回の基準年度における価格を基準にして価格の決定を行つている。建築物等については当該建築物等の構造別に使用材料の品質及び仕上げ並びに附帯設備等によりそれぞれ評点方式によりその価格を決定している。

土地及び建築物等について価格の決定は概ね適正かつ均衡が保たれているものと認められる。なお建築物等の評価につ

いては、評価担当職員間で評価に個人差が生じないように不断の研修と相互連絡を密にし、納税者をして価格について不信の念を抱かせることがない様十分留意されたい。

(2) 土地台帳に登録されている土地であるにも拘らず公図にその位置が明記してないため、現地の調査確認と評価ができないため、ここ数年来課税されていない土地が4筆ある。速やかに適切な措置を講ずべきである。

(3) 一般山林として課税されている土地の中で、宅地介在山林として課税されているものと比較して、課税上著しい不均衡のあるのが見受けられたので是正について検討すべきである。

(4) 共同所有地の代表者に送付した納税通知書のうち2件が住所不明で返戻されている。このような場合は、地方税法（以下「法」という。）第20条の2の規定により公示送達の方法によることができることとなつているので、速やかに当該措置を講ずべきである。

(5) 法第383条の規定に基づき固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、自治省令の定めるところにより必要事項を毎年1月31日までに市長に申告しなければならないことになつているが、本市の場合217人（個人31人、法人186人）から申告書が提出されているが、法人等の数に比

較して過少と思われるので、課税客体の把握についてはなお一層の努力を要望します。

(6) 発送した納税通知書のうち所在不明等で105件が配達不能として返戻されたが、その後の調査で最終的には10件となつた。これについては公示送達の措置を講じてあるが、公示送達にかかるものはややもすると徴収不可能となり欠損処分につながるおそれが憂慮されるので、条例第48条第4項に規定する使用者課税について検討されたい。

(7) 過誤納還付金として1651千円が支出されているが、この主な原因は所有権移転による異動通知書が登記所から遅れて届いたもの等によるものであるが、還付台帳が整備されていないため確認できなかつたので台帳の整備をされたい。

4 その他の市税の賦課事務について

(1) 軽自動車税（別表4参照）

アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車に賦課する軽自動車税は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例により賦課徴収されているが、基地内登録課で毎年1回実施している基地内運行許可登録に際し当該軽自動車税の完納について協力を求め概ね良好な成果を納めているものと認められる。

められる。

(2) 市たばこ消費税（別表5参照）

市たばこ消費税は日本専売公社が毎月小売人に売渡した製造たばこにかかるたばこ消費税の課税標準額税額その他必要な事項を記載した申告書を翌月末日までに市長に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならないと条例第82条に規定されている。本市に対しての申告納税はこの規定に基づき履行されているが、納付月によつて納付された税額に大きな差が見受けられる。因に最高と最低の納税額を比較してみると、前者は1月納税額16,606千円で後者は4月納税額の11,909千円でその差額が4,697千円となつている。

監査ではこの原因については究明できなかつたが、その原因は何か。申告額に誤りはないか等について実態調査の方法等を検討し、その原因を明確にするよう努力されたい。

(3) 電気税及びガス税（別表6・別表7参照）

電気税及びガス税は、その特別徴収義務者である電気事業者又はガス事業者からそれぞれ申告納入されるものであるが、これらの状況については条例の規定に従い概ね適正に処理されているものと認められる。

5 市税の徴収事務について（別表8参照）

(1) 本市の市民1人当り平均市民税の負担額は24,308円でこれは26市中25位(最高市1人53,271円、最低市1人21,388円)で市民の所得額が他市に比較して低いことを現している。又これに加えて人口異動の激しいことなど徴税には多くの問題があるなかで、職員の努力により総体的には徴収率97.9%と26市中8位の成績を上げているが、市民税(現年度個人分)の徴収率は98.3%と他市に比較してあまり成績が良くない。これは普通徴収分と特別徴収分との構成比が大きく影響しているものと考えられるが、これらの徴収率の向上にはなお一層の努力を要望します。

(2) 市民税特別徴収分(現年度分)に3,386千円の滞納額が発生していることは遺憾である。特別徴収義務者について速やかに実地調査を行い、滞納処分を執行する等適切な措置を講ずべきである。

(3) 滞納繰越分の調定額について本年度中に次のとおり減額調定の措置がとられている。これは課税額の変更、減免、特別徴収から普通徴収への切替、その他誤課税による取消し等で調定額に異動があつたものを当該年度にその手続をしなかつたものを本年度に於いて処理したためと関係職員から説明があつたが、特別の事情がある場合以外は適当な事務処理とは

言えない。今後は調定行為の原則と重要性を認識し正確、迅速、確実に処理されたい。

滞納繰越分の調定額を減額したもの

市民税(個人分) △236,041円

(法人分) △300,000円

固定資産税 △187,170円

都市計画税 △51,840円

計 △775,051円

(4) 滞納処分の手続については概ね適正に処理されているものと認められるが、特に固定資産税の公示送達分については、納期限後速やかに滞納処分を執行しないと当該資産が売買される等所有権の移転に伴い徴収不可能となり(6)で指摘しているように不納欠損処分の一因ともなるので特に留意されたい。

(5) 延滞金の徴収についての職員の苦労は理解できるが徴収金は本税に優先的に充当し、又法人市民税の申告納付期限後納付の場合、延滞金を同時に納付しないこと等があり、従つて延滞金については後日徴収となる旨関係職員から説明があつたが、後日徴収はややもすると徴収しなかつたり、又徴収不能となる虞れがあるので今後一層努力されるよう要望します。

(6) 不納欠損処分(別表8の7参照)についての事務処理は概

ね適正に行われているものと認められるが、不納欠損処分された固定資産税及び都市計画税に係る当該固定資産を現在もなお所有している者又は課税後1年間程度は所有していた者も見受けられた。従つてその時期に滞納処分をしていれば時効完成による不納欠損処分の対象とならなかつたものと思われるので、今後は十分に債権の確保には留意されたい。

6 納税貯蓄組合納税奨励金について（別表9参照）

納税貯蓄組合に対して本年度総額923千円交付している納税奨励金は、福生市納税奨励金交付要綱に基づき事務処理は適正に行われているものと認められるが、当該組合の中には納期限内納付率の極めて悪い（70.7%）ものも見受けられる。又提出されている収支決算書を見てもその活動状況もこの要綱の目的に沿わないではないかと思われるものもある。納税組合の指導育成については永い歴史と経過はあるが、昭和53年7月27日付けで福生市補助金等検討調査専門委員から答申のあつた「福生市における補助金等の在り方について」の中にも「減額の方角で検討するもの」として再検討を要望されている事例もあるので当該納税奨励金がこの要綱の目的達成に有効に活用されているかどうかについて、組合の活動状況を調査し実態に即した納税奨励金とするよう十分検討されるよう要望します。

別表 1

歳 入

予 算 執 行

予 算 科 目			予 算 現 額
款	項	目	円
1 市 税			2,509,915,000
	1 市 民 税		1,160,782,000
		1 個 人	981,374,000
		2 法 人	179,408,000
	2 固 定 資 産 税		844,128,000
		1 固 定 資 産 税	813,193,000
		2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 納 付 金	30,935,000
	3 軽 自 動 車 税		11,972,000
		1 軽 自 動 車 税	11,972,000
	4 市 た ば こ 消 費 税		157,201,000
		1 市 た ば こ 消 費 税	157,201,000
	5 電 気 税		63,913,000
		1 電 気 税	63,913,000
	6 ガ ス 税		1,517,000
		1 ガ ス 税	1,517,000
	8 都 市 計 画 税		270,402,000
		1 都 市 計 画 税	270,402,000
8 使用料及手数料			59,481,000
	2 手 数 料		22,711,000
		1 総 務 手 数 料	9,661,000
15 諸 収 入			522,208,000
	5 雑 入		344,108,000
		1 雑 入	344,108,000